

「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」実施要綱

1. 趣旨・目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、宮城県の多くの方が被災され、産業や県民の生活に大きな被害をもたらしました。震災から4年が経過する中、県内では「一日も早い復旧・復興を」という願いの下、数多くの復旧・復興工事が着工しています。震災からの復旧・復興は、工事の円滑な施工にかかっているといえますが、こうした工事量の増大を背景に、県内の建設現場での労働災害が増加しています。

震災からの復旧・復興に向けた大きな流れの中心にある宮城県の建設業界、建設現場での安全や健康には、全国から大きな期待と注目が集まっています。

何より、復旧・復興のために日々汗を流し作業に従事している労働者やその御家族が、災害により辛い思い・痛い思いをされるのはあってはならないことであり、そのためには、建設業者の経営幹部自身が強いリーダーシップ・決意をもって組織をあげ労働災害防止対策に取り組んでいくとともに、工事現場の管理監督者、職長、労働者の方等、工事に携わるすべての関係者が、安全衛生の大切さを改めて認識し、一つ一つの対策に確実に取り組んでいくことが不可欠です。

このような状況を踏まえ、宮城労働局では、復旧・復興工事での労働災害防止に向けた気運を高めるとともに、建設事業者・労働者の方々を始め、関係業界団体・発注者・関係行政機関の歩調を合わせた安全衛生活動への取組として「みやぎ復旧・復興ゼロ災運動」（平成24年12月1日～平成27年3月31日）を主唱し、推進してきました。

その結果、平成25年以降労働災害は着実に減少してきていますが、震災前の平成22年と比較すると依然として高い水準にあり、さらに、今後も河川の護岸工事、漁港の復旧作業、災害公営住宅の建設を始め新たな宅地の造成・建築等街づくりのための工事が本格化する中、建設現場での労働災害の増加が懸念されるところです。

このような状況から、これまで取り組んできたゼロ災運動をさらに3年延長し、平成30年3月31日までとし、引き続き復旧・復興工事での労働災害防止に向けた取組を強力に推進します。

2. 名称・スローガン

取組の名称 : 「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」

スローガン : 『高めよう安全意識 加速させよう復旧・復興
達成しようゼロ災害』

3. 取組期間

復旧・復興の状況等により、発生の危険性の高い労働災害の傾向やその防止に向けた取組内容が異なってくる点を踏まえ、3つの期間に区分し、期間ごとに取組内容を設定していくこととします。

第1次期間～第3次期間：平成24年12月1日～平成27年3月31日（既設取組期間）

第4次期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日

第5次期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

第6次期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

4. 重点対象

期間中は、特に、次の工事を重点対象とします。

- (1) 土木工事業
- (2) 木造家屋建築・改修工事業
- (3) 鉄筋・鉄骨コンクリート建築・改修工事業
- (4) 建築物等の解体工事業
- (5) その他の建設工事業

5. 取組事項

(1) 「安全宣言」活動

建設企業トップ等が「安全宣言」を行い、現場内に宣言内容の掲示を行う。

また、現場にはゼロ災運動用安全旗を掲揚し、宣言内容の遵守に向けた現場の意識高揚や対外的なアピールを図る。

安全宣言は、まず、建設企業トップが行う。各企業の安全宣言については、健康安全課に報告してもらい、建災防・労働局・発注機関等のホームページで紹介する。

(2) 建設業団体等が実施する安全衛生パトロールの拡充

労働局、建設業団体、建災防、発注機関が連携し、安全衛生パトロールを実施する。

- ① 局幹部による、ゼロ災運動パトロールを期間中に実施する。また、記者発表等によ

り対外的な情報発信も行う。

② 監督署・災害防止団体が実施しているパトロールにおいて、期間中、上記（１）の安全宣言の実施等を促進する。

③ （１）の推進会議構成員各団体において、運動期間中、パトロールを実施する。

（３）周知広報の集中的な実施

ゼロ災運動に関する情報（運動目的・スローガン・重点対策 等）を掲載したリーフレットを作成し、労働災害防止対策の積極的取組の促進に向けた勧奨・周知広報に活用する。

また、労働局、建設業団体、建災防、発注機関のホームページで、復旧・復興工事に係る安全衛生ニュース、労働災害の発生状況等に関する情報を集中的に紹介する。

① ホームページでは、ゼロ災のメッセージ・労働災害の発生状況に関する記事について、期間中、集中的に掲載・更新する。

② 署において実施している建設業を対象とする会議・説明会で、上記（２）の安全宣言の実施を始めゼロ災運動について促進する。

（４）安全衛生教育の充実

建災防との連携の下、特に、次に掲げる安全衛生教育について充実を図る。

ア 木造家屋建築工事での墜落・転落災害が多発している状況を踏まえ、局において、足場リース業者を対象とした集団指導を期間中に実施する。

イ 東日本大震災復旧復興工事労働災害防止支援センター（建災防に設置）による新規参入者教育の実施を推進する。

（６）優良な安全衛生管理現場に関する情報発信

効果的・工夫を凝らした安全衛生管理体制・労働災害防止対策の取組例等について、建設専門誌の紙面で、現場代理人等の紙上討論を実施する等により、対外的な情報発信を行う。

（７）労働災害増加の要因解消に向けた情報発信・働きかけ

復旧・復興に伴う工事発注量の急激な増加や、人手・資材の不足等の問題が、労働災害増加の大きな要因として考えられることから、建設事業者・作業員の意見を踏まえつつ、復旧・復興工事の無理のない工期設定、人材や資材の調達への配慮等について、公共工事発注機関に対し働きかけを行うほか、各種会議等を始めあらゆる機会をとらえ、全国的な情報発信を行う。

6. 災害防止重点対策事項

工事の種類ごとに、多発している労働災害の傾向等を踏まえ、特に、次の事項を重点的に取り組むべき事項とする。

(1) 共通事項（基本的な安全管理体制の徹底）

- ア 元方事業者による作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング、作業場所の巡視、KY活動やリスクアセスメントの確実な実施を通じた危険の排除
- イ 雇入れ時、作業内容変更時における安全衛生教育（ヒューマンエラーによる災害を防止するための教育を含む。）
- ウ 作業主任者及び作業指揮者の選任及び職務励行
- エ 転倒災害等の行動災害を防止するための作業場の整理整頓（5Sの実施）

(2) 土木工事

- ア 建設重機・移動式クレーンの安全対策
 - ① 重機の位置や走行経路、②③の安全対策等が分かり易く明示された作業計画の作成及び労働者への周知
 - ② 立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置の実施
 - ③ 敷鉄板の敷設や路肩の崩壊防止等、確実な転倒・転落防止対策の実施
- イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策
 - ① 荷の落下、荷売振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底
 - ② 現場の作業状況に応じた危険を排除するためのKY活動やリスクアセスメントの徹底
 - ③ トラックの荷台からの墜落・転落災害を防止するための、KY活動やリスクアセスメントの徹底
- ウ 土砂崩落防止に向けた安全対策
 - ① 地山の掘削作業を行う際の、作業箇所や地山の調査の実施、日々の作業開始の点検の励行
 - ② 上下水道工事等の溝掘削工事における土止め先行工法の採用
- エ 墜落・転落防止に向けた安全対策
 - ① 高所（開口部、作業床等）からの墜落・転落災害を防止するための適正な足場、囲い、手すり、覆い等の設置

- ② 足場から墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（24年2月）に基づく、「手すり先行工法」や「（法令上の措置に加えて実施すべき）より安全な措置」の採用、足場の組立・解除時等の作業手順の作成や安全帯の使用の徹底などの実施

（3）木造家屋建築・改修工事

ア 墜落・転落防止に向けた安全対策

- ① 足場先行工法に関するガイドラインに基づく施工の促進
- ② 平成27年7月の改正安全衛生規則に基づく足場の設置
- ③ 建屋内部開口部からの墜落・転落防止措置（開口部の覆い、防網の設置、親綱・安全帯の使用）
- ④ 脚立・移動式はしご等の安全な使用方法の徹底

イ 木材加工用丸のこによる災害防止対策

- ① 歯の接触による労働災害を防止するための接触予防措置等の確実な使用
- ② 木材や歯の反ばつによる災害を防止するための安全な作業方法の徹底

（4）鉄筋・鉄骨コンクリート建築・改修工事

ア 墜落・転落防止に向けた安全対策

- ① 「手すり先行工法」や「（法令上の措置に加えて実施すべき）より安全な措置」の採用、足場の組立・解体時等の作業手順の作成や安全帯の使用の徹底などの実施
- ② 躯体（鉄骨等）上の作業で、作業床を設けることが困難な場合の、親綱・安全帯の使用の徹底

イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策

- ① 荷の落下、荷振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための、有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底。現場の作業状況に応じた危険を排除するためのKY活動やリスクアセスメントの徹底
- ② トラックの荷台からの墜落・転落災害を防止するための、KY活動やリスクアセスメントの徹底

（5）建築物等の解体工事

ア 解体用重機（ニブラ・グラップル）の安全対策

- ① 重機の位置や走行経路、②③の安全対策等が分かり易く明示された作業計画の作成及び労働者への周知

- ② 立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置の実施
 - ③ 敷鉄板の敷設や路肩の崩壊防止等、確実な転倒・転落防止対策の実施
- イ 墜落・転落防止に向けた安全対策
建築物の屋根・開口部等からの墜落・転落防止措置（開口部の覆い、防網の設置、親綱・安全帯の使用）
- ウ 石綿ばく露防止対策
- ① 工事着手前の確実な事前調査の実施
 - ② 防じんマスク（電動ファン付きマスク・フィルター交換式マスク）の着用
 - ③ 散水・薬剤散布等による湿潤化対策